

トリア平和條約に関する英國提議)。連合國の指令、勅告に基く國內法制も少くとも重要なものについては、日本限りで改議できないことになる可能性がある(オーストリア管理協定、西独政府の権限に関する西歐諸國案)。

(二) 條約履行の監督及び條約に関する紛争

(1) 監督

前項の監視機關がこれを担当することになる。

(2) 條約に関する紛争

條約の解釈及び実施に関する紛争は、原則として右の監視機關に付託され、右により解決されない場合は、中立委員を含む特別委員会に付託される(右の委員会の中立委員の任命につき妥結しないときは、國際連合事務總長が右委員を任命する)(イタリア平和條約第八十七條)

(三) 制裁

條約の不履行に關しては、再占領、經濟的制裁、責任者の処罰又は更迭要求の留保等を規定される可能性もある(ソ條約第四三〇條、同第八編第一款第二附屬書の十八)。

又、非軍事化の項の違反に關しては、特に強度の制裁が定められるであろう(これに關しては四、軍事條項(1)制裁の項参照)。

(四) 安全に関する規定

何らかの安全に關する規定が含まれる可能性が多い(一九四二ニ三米參謀次長コリンズ談話等)。なおこれに關連して、永世中立國とされる可能性も絶無ではない(マ元帥談話一九四二ニ三)。

但し、いわゆる安全保障について平和條約とは別個に協定されることとなる可能性もある。

四 一般條項

(イ) 日本が侵略につき責任ある旨の條項を挿入される可能性がある（イタリア平和條約前文、カンペラ會議議事）。

(ロ) 天皇制廃止の論も一部にはあるが、（中國參政會勸告）これは平和條約で規定される公算は少い。

しかし天皇制の民主化については日本民主化の規定の一部として規定されることがあるかもしれない（対日基本政策）。

(ハ) 神社を國家から分離する（カンペラ會議決議）。

(ニ) 何らかの形で戦争放棄を約束、ないし宣言させられる可能性もある（新憲法第九條）。

但し、條約の前文等の中で、日本が新憲法において交戦権を放棄したことを確認するにとどめる形式をとる可能性もある。

個人権及び基本的自由尊重のための措置を執ることを約させ

られる（イタリア平和條約第十五條、ポ宣言第十項、初期方針第一部）。

(ウ) 公職追放の効果は、原則として維持されるが、（一九四五年一月二十六日談話及びカンペラ會議議事）訴願その他の方法で緩和される可能性もある（一九四五年一月二十六日米統合參謀本部よりS.O.A.P.あて指令）。

(エ) 國際連合及びその主宰の下に締結された條約への加入申請を日本がした場合、連合國がこれを支持する（イタリア平和條約前文、カンペラ會議議事）。

但し加入については、日本の行動を見極めるため平和條約後一定期間後にこれを考慮することにする可能性もある（一九四五年一月二十六日政府意向）。

(オ) 占領軍引揚後占領軍と協力した日本人に対し完全な保護を保障する（イタリア平和條約第十六條、カンペラ會議議事）。

(丙) 中華民國の特殊利益

(1) 國事事件解決議協定(一九〇一、一七)に基因する諸權益を放棄する。(イタリヤ平和條約第二十四條)。  
杭州、蘇州、漢口、沙市、天津、福州、厦門及び重慶における專管租界を還付し、且つ、上海及び厦門にある共同租界に關する權利を放棄する。(イタリヤ平和條約第二十五條及び第二十六條)。

(2) 山東州租借地を返還する(一)領域條項(D)参照)。

(4) 他國の委任統治地域(日本が受託國でないもの)に対する權利  
委任統治制度から生ずる一切の權利、權原、請求權等を放棄せられる(イタリヤ平和條約第四十條及び第四十三條)。

(丁) 國際協定

(1) 一般の多數國間條約の中、主として技術的な條約は、原則

として効力を復活する(イタリヤ平和條約、英泰平和條約第十九條)。

(2) その他、日本が當事國たる多數國間條約については連合國側のなす改廢を承認せられる(イタリヤ平和條約第三十九條第四十二條)。

(戊) 二國間條約

連合國側より復活を希望する條約を平和條約實施後六カ月内に通告することとし、右の通告なきものは放棄されたものとされる(イタリヤ平和條約第四十四條)。

(中國に対する治外法權、その他の特權はこの方式により廢止されることにならう)。

(己) 判決及び捕獲審檢所決定

(1) 連合國人は、開戦後日本法廷の下で行われた判決の再審を日本側当該官憲に請求しうる。

同連合國は、各自國の手続により、日本捕獲審檢所の決定を再審査し、その修正を日本側に勧告しうる。又、日本側は右の勧告を受諾する義務がある。(本項いづれもイタリア平和條約第十七附屬書)。

(出)他の連合國の加入

平和條約署名國以外の國際連合加入國で、日本と戰爭状態にあるものは本條約に加入しうる(イタリア平和條約第八十八條)。

戦争犯罪人

(出)日本及び各連合國における戦犯裁判がまだ終了しない場合には、当該裁判所は当分の間その権限を継続し、既告発容疑者の裁判を執行する外、あらたに容疑者の逮捕を命じ、これを告発し及び裁判する可能性も絶無ではない(イタリア平和條約第四十五條、一九四六年毛沢東聲明)。しかし、戦犯の裁判はこれ以上行われな可能性が多く(一九四九年極東委員会決定)、また、この級については極東委員会が本年九月末までに裁判を完了しよう勧告している。(一九四九年)。

(出)國際法廷又は一國の法廷で不起訴、無罪等になつた容疑者も別國における、又はこれに対する犯罪の故をもつて、右の別國により裁判される可能性がある(一九四六年極東委員会決定)。

(イ) 連合國側が当分の間引継ぎ判決確定者の刑の執行に任ずる可能性もある。

(ロ) 犯罪行為の時期は、原則として満洲事変以後とし、又、裁判をしようする國の中にはイタリヤ國も含まれる(一九四六年極東委員会決定)。

(ハ) 戦争犯罪人から判決により没收した財産の処分による収入は、占領費等の債務に充当される(一九四六年極東委員会決定)。  
I. A 級戦犯の判決には財産の没收は含まれていないから、この決定が行われないう可能性がある。

軍事條項(非軍事化を含む)

(一) 武装解除

陸海空軍及び軍事施設を完全に解体し、且つ、再建を禁止し、又、その期間は無期限とする(ボ宣言第十一項、対日基本政策、非武装化條約案第一條、カンベラ會議決議一九四九年)

六一二米國政府声明)

なお武装解除の結果連合國に配分された残存物資は、賠償勘定に繰り入れられぬ。

(二) 軍需品生産輸入

軍需品の生産、輸入等を禁止し、且つ、右の生産施設を除く去らし破壊する(ボ宣言第十一項、対日基本政策、非武装化條約案第一條)。

右の除去、破壊は、連合國人の財産についても実施されるが、その場合は、所有者に対し破壊時の價格を円貨で、フルに補償することを要し、これは、賠償勘定に這入らない(一九四六年極東委員会指令)。

(三) 軍事教育・研究

軍事的研究(原子力に関する研究を含む)及び教育を禁止する(対日基本政策及びカンベラ會議決議)。

原子力研究に関しては、原子力国際管理についての協定ができるまで、一切の研究実験を許さない。

診療の目的等に放射性物質を採取、精製することは、連合國の許可及び監督の下に行われる（一九四五年一〇極東委員会決定）。

#### 四 武器所有

一般人の武器所有を禁止ないし制限する（指令）。

#### 五 独逸の再軍備

（イ）独逸がその領域外において再軍備のための措置を執ることを防みつするため、連合國と協力することを約させられる（イタリア平和條約草案第六十九條）。

（ロ）独逸人技術者の雇用又は訓練を禁止される（イタリア平和條約第六十九條）。

#### 六 警察力

（イ）秘密警察を禁止し、且つ、一般の警察の人員及び装備を制限する（滿洲事変前の年度を基準とし、その後の人口増加

を参照する等の方法を執られる可能性がある）対日基本政策、ワ條約第一六二條、非武装化條約案第一條（乙）項）。

又、警察の地方分権制の維持、一般行政部門への非干渉を規定される可能性もある（一九四五年一〇極東委員会決定）。

（ロ）一般警察の外に陸上及び海上の武装警察隊（軽兵器装備）の保持を認められる可能性もある（一九四五年一〇極東委員会決定）。

（ハ）税関吏等の数、装備等を制限する（ワ條約第一六二條）。

#### 七 外國軍参加

日本人の外國軍隊編入又は外國軍隊教育の援助を禁止する（ワ條約第一七九條）。

(A) 非軍事化

(1) 軍國主義的團體の再興を禁止する（対日基本政策、イタリ  
ア平和條約第十七條）  
(2) 職業軍人、軍國主義者等が公職、教職又は重要公私地位に  
就任することを禁止。なほし制限する（対日基本政策）。

(B) 監視・制裁

(1) 前掲の監視機關の一部として非武装化監視のための機關が  
できる。右の機關は日本の違反行為の有無につき直接に檢  
査、審問、調査をなし（非武装化條約案第二條）、あるい  
は重要資源の管理、港灣監督による重要資源の輸入管理を  
なす可能性がある（カンペラ會議の議事）。  
(2) 右の機關の過半数の同意による勧告に應じ制裁手段をとる  
（非武装化條約案第四條）、制裁手段としては先ず石油等  
重要資源のエンバートにより、ついで軍事制裁に及ぶ（

カンペラ會議決議）。

（但し、非武装化に関する監督、制裁は、制度的には一  
般的な対日監視機關の一部として執行されるをしても、実  
質的には非武装化條約案の考え方により、四大國が主とし  
てその任にあたることとなる可能性もある）。

(C) 捕虜

(1) 未送還の日本人捕虜及び抑留者は、できるだけすみやか  
に送還する。ソ連及び中共地区に残留している日本人捕  
虜及び抑留者については、建前としてはできるだけすみ  
やかに送還することとするが、その必要とする人民につ  
いては本人の自由意思によるものとしてその引揚が許さ  
れないう可能性も考えられる（一九四五年ソ連政府發  
表）。

(2) 送還に要する費用は、日本が負担せられる（ポ宣言第

九項、イタリア平和條約第六十一條、一九四六一ニ一ニ米ソ協定)。この送還費は、連合國の最終集結地から日本における上陸地までの費用であり(イタリア平和條約第七十一條)、總司令部は最終出發港からの費用を主張してゐるが、ソ連は、ソ連國內においてかかつた送還費も要求してゐる(一九四六一ニ一ニ米ソ協定)。

(イ) 收容中の給養費は、賠償と別途に請求される可能性もあるが(カンベラ會議決議、中伊協定)、相互放棄となる可能性もある。(ソールサイエ條約第二二四條)。

(イタリヤ平和條約でも連合國は、給養費を請求してゐない。又、ジュネーヴ條約で規定されてゐる將校たる捕虜に対する俸給の立替拂の返還請求権も、米國は、個別協定で放棄した。

(出) 軍人遺基

日本國內にある連合國人の遺基の尊重を約束せられる(ソ條約第二二〇條、英泰平和條約第十七條、米伊協定)。

戦争より生じた請求権

(一) 賠償及び日本財産に対する処置

(イ) 連合國の指示する國に対し、その指示する條件に従ひ、且つ、指示する量なしに金額の賠償を、左の諸項目から支拂う。なお請求國の取得分決定にあつては、各國の戦時損害額と対日戦に対する寄與を考慮し、政治的に決定されることになつてゐる(対日基本政策)。

(イ) 平和的經濟に必要でないと判定される施設。

(ロ) これは附屬書等において具体的に品目を列挙する形式をとられる可能性がある。

撤去量については、米國は賠償の停止と残存するすべての軍需施設の平和的目的への利用とを主張してゐる。



り、中國及び比島以外には強い反対もない模様であるから既撤去施設以外の施設は原則として撤去を免れる可能性が多い(一九四五年一月二日マッコイ声明及び一九

四五年一月二日米政府声明)

(2)撤去物資を日本の港において積込むまでは、日本側の責任とされる(一九四五年一月三日極東委員会決定)

(3)各請求國の個々の請求原因は、條約面には記載されず、各國の自願請求分算定主張の基礎になるだけであるが、そのうち捕虜取扱振りに関する損害、軍票偽幣発行に關する損害を賠償原因としてゐるのは、注目に値する(一九四五年一月二日中國監察院委員勸告)。軍票については、発行当時の價值を損害査定基準とする旨の情報がある(一九四五年一月二日比島賠償委員長談)。

(4)日本の保持する領域外(中立國をも含む)にある一切の

日本財産(一九四五年一月二日ポローレ勸告、カンペラ會議決議合同參謀本部のマッコイに対する指令一九四五年一月二日マッコイ声明)。

事實上極東委員会構成十一國は、原則として各その領域所在日本資産を留置、清算し、これを全部賠償として取ることになるが、他の交戦國(平和條約加入國)は、原則として当該國領域内日本資産を留置、清算する権利は認められないことになる公算がある(イタリア平和條約前文、及び第七十九條)。

又在中立國の資産については、その一部をもつて当該中立國に対する債務の弁済に充當させられる可能性がある(在スイス独資産処分に関する米英佛及びスイス間協定)。

外交上、領事上の用途に充てられていた國有財産、戦

時中、戦後を通じ当該國に居住を許された自然人の財産、宗敎團體の財産等は、返還される可能性がある（イタリア平和條約第七十九條第六項）。

又、連合國側は、日本の工業所有権を返還する義務が無いのみならず、進んで所要の制限を課し得る（イタリア平和條約第七十九條第四項、ソ條約第三〇六條）。

(9) 年生産物

（対日基本政策、伊講和條約第七十四條）  
マッコイ声明によれば米國は日本の經濟自立のため現在までに引渡済のもの以上の施設賠償及び生産物賠償を皆無にしたに意図のようであるが、復東委員會の生産物賠償を認める旨の決定もあり、中國、比島、ソ連等の主張に押されて生産物賠償が含まれる可能性も絶無ではない。

をみその場合にはイタリアの場合と同じく原料の交付が保障される可能性がある。（他のバルカン枢軸國の賠償には原料交付の規定がないので、この方式が採用される可能性も絶無ではない。）

(10) 賠償による免責

右の賠償支拂により、日本領域外で生じた、日本の責に帰しうべき、戦争行為に基く一切の連合國及び連合國人の損害に対し免責される。

但し、日本國內連合國財産回復と、りやく奪物返還の責は右によつては免れな（イタリア平和條約第八十條）。

(11) 日本における連合國財産

(1) 連合國人が開戦当時日本に於いて有していた一切の権利及び利益（無体財産権を含む。）を回復する。

右の返還により損失をうける日本人に対しては日本政府

が補償する（G.H.Q.指令）。  
右の回復に要する費用は、條約実施のために敗戦國の負担すべき他の諸経費と同性質のものとして当然日本の負担となる。

（四）戦争の結果として連合國人が右の財産の返還を受け得るか又は損失を蒙つた場合には（空襲に因る損害を含む）、邦貨により一定率の補償をさせられる可能性がある（再生價格基準）（イタリア平和條約第七十八條四項）。

日本から分離すべき地域における連合國人の財産の損害に關しても補償の義務は、日本側が負うが、本件補償は賠償勅定に包含される可能性もある。

（イタリア平和條約第七十八條七項）

（五）返還

（一）連合國から、強力強迫等により持去られたものを返還する。

軍票による購買物資についても、本件返還の対象とされる可能性がある。なおイタリア平和條約では、返還にあつて良好な状態に回復することを命じているが、日本については従來船舶以外には今まで同趣旨の指令は発せられていない。

（イタリア平和條約第七十五條一項、対日基本政策）。

（二）金銀（貨）については返還不能の場合は重量、純分の等しいものを連合國に交付する（イタリア平和條約第七十五條八項）。

（三）美術品、歴史的、考古学的物件については、現物を返還できない場合には、同種、同價値のもの返還を命ぜられる可能性もある。

（イタリア平和條約第七十五條九項）。

（四）日本が接收した連合國の船舶は、捕獲審檢所の決定の合法